

小布施町屋外広告物条例

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 屋外広告物の制限

第1節 屋外広告物表示禁止物件等（第2条～第4条）

第2節 屋外広告物禁止地域及び屋外広告物許可地域（第5条～第9条）

第3節 許可の更新等（第10条～第14条）

第3章 監督（第15条～第16条の3）

第4章 雑則（第17条）

第5章 罰則（第18条～第21条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）の規定に基づき、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持の規制に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 屋外広告物の制限

第1節 屋外広告物表示禁止物件等

（屋外広告物表示禁止物件）

第2条 次の各号に掲げる物件には、屋外広告物又はこれを掲出する物件（以下「広告物等」という。）を表示し、又は設置してはならない。

- （1） 橋
- （2） 街路樹、路傍樹並びに道路上のさく及び駒（こま）止（どめ）
- （3） 銅像及び記念碑
- （4） 火災報知器、消火栓及び消防の用に供する望楼、警鐘台その他の施設
- （5） 公衆電話ボックス
- （6） 信号機、道路標識及び道路交通情報の管理施設

- (7) 電柱及び街路灯柱（規則で定める広告物等を表示し、又は設置する場合を除く。）
 - (8) 景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物（規則で定める広告物等を表示し、又は設置する場合を除く。）、同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、良好な景観又は風致を維持するために特に必要があるものとして規則で定める物件
- 2 町長は、前項第9号に規定する物件を定めようとするときは、あらかじめ、小布施町まちづくりデザイン委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 次の各号に掲げる広告物等については、第1項の規定は、適用しない。
- (1) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)その他の法令の規定に基づく選挙運動のために表示し、又は設置するもの
 - (2) 法令の規定により表示又は設置が義務づけられたもの
(屋外広告物の表示の方法等の基準)

第3条 何人も、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため、次項各号又は第3項各号に掲げる基準に適合しない広告物等を表示し、又は設置してはならない。

- 2 屋外広告物の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法及びその維持の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 保安上使用する場合を除き、地色は彩度15未満の色を使用していること。
 - (2) 保安上使用する場合を除き、蛍光塗料又は夜光塗料を使用していないこと。
 - (3) 倒壊又は落下のおそれがないこと。
 - (4) 汚染し、たい色し、はく離し、又は破損していないこと。
 - (5) 屋外広告物を表示しない面を望見し得る場合にあっては、その面が塗装されていること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める基準
- 3 屋外広告物を掲出する物件の形状その他設置の方法及びその維持の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 前項第3号及び第4号に掲げる基準
 - (2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める基準
- 4 前条第2項の規定は、第2項第6号及び前項第2号に掲げる基準を定め、及び変更する場合について準用する。

(点検)

第3条の2 広告物等を表示し、設置し、又は管理する者は、前条第2項又は第3項の基準を維持するため、規則で定めるところにより、広告物等の点検を行わなければならない。

2 前項の点検のうち規則で定める広告物等に係るものは、法第10条第2項第3号のイに規定する試験に合格した者その他これと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者に行わせなければならない。

(屋外広告物の協力基準)

第4条 前条に定める基準のほか、良好な景観の維持、形成を図るため、屋外広告物の協力基準を規則で定める。

第2節 屋外広告物禁止地域及び屋外広告物許可地域

(屋外広告物禁止地域)

第5条 次の各号に掲げる地域又は場所においては、広告物等を表示し、又は設置してはならない。

(1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域(次条において「住居専用地域」という。)

(2) 都市計画法第2章の規定により定められた景観地区のうち、規則で定める地域

(3) 道路(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条に規定する道路をいう。)、鉄道、軌道若しくは索道の用地若しくはこれらの建設予定地(第9条第1項第1号において「道路等」という。)又はこれらに接続し、かつ、これらから展望できる範囲の地域のうち、規則で定める地域

(4) 前3号に掲げるもののほか、良好な景観若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために特に必要があるものとして規則で定める地域又は場所

2 町長は、前項第2号から第4号に規定する地域若しくは場所の指定、指定の解除又はその区域の変更をしようとするときは、あらかじめ、関係機関及び小布施町まちづくりデザイン委員会の意見を聴かななければならない。

(屋外広告物禁止地域の指定のあった場合の特例)

第6条 住居専用地域の決定若しくは変更(拡張の場合に限る。)又は前条第1項第2号から第4号までに規定する地域若しくは場所の指定若しくはその区域の拡張があった際、現に当該決定若しくは変更又は指定若しくは区域の拡張に係る地域又は場所に表示され、又は設置されている広告物等は、当該決定若しくは変更又は指定若しくは区域の拡張のあった日から3年(規則で定め

る広告物等にあつては、3年を超えない範囲内で規則で定める期間)を経過する日までは、同項の規定にかかわらず、引き続いて表示し、又は設置しておくことができる。

(適用除外)

第7条 次の各号に掲げる広告物等については、第5条第1項の規定は、適用しない。

- (1) 第2条第3項各号に掲げるもの
- (2) 国又は地方公共団体が表示し、又は設置するもので、公益上必要と認められるもの
- (3) 次に掲げるもので、規則で定めるもの
 - ア 自己の氏名、事業又は営業に関し、自己の住居、事務所、営業所等に表示するもの
 - イ 祭典その他慣例上使用するもの
 - ウ 一時的又は仮設的なもの
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、営利を目的としないもの
- (4) 著名な地点又は公共的な施設への案内のために表示し、設置し、又は改造するもので、当該表示、設置又は改造について町長の許可を受けたもの

第8条 町長は、前条第4号の規定による許可の申請があつた場合において、当該申請に係る広告物等が規則で定める基準に適合するときは、許可しなければならない。

- 2 第2条第2項の規定は、前項に規定する基準の決定及び変更について準用する。
- 3 前条第4号の許可の有効期間は、3年(規則で定める広告物等にあつては、3年を超えない範囲内で規則で定める期間)とする。
- 4 前条第4号の許可には、当該地域又は場所における良好な景観又は風致の維持及び公衆に対する危害防止のために必要な限度において、条件を付することができる。
- 5 町長は、前条第4号の規定による許可をしたときは、その者に対し、許可証を交付しなければならない。ただし、はり紙、はり札その他規則で定める広告物等については、当該広告物等に許可済印を押すことをもって、これに代えることができる。
- 6 前項の規定により許可証の交付を受けた者は、当該許可証を当該許可に係る広告物等に付けて表示しておかなければならない。

(屋外広告物許可地域)

第9条 次の各号に掲げる地域又は場所(第5条第1項各号に掲げる地域又は場所を除く。)において、広告物等を表示し、設置し、又は改造しようとする者は、当該表示、設置又は改造について、町長の許可を受けなければならない。

- (1) 道路等又はこれらに接続し、かつ、これらから展望できる範囲の地域のうち、規則で定め

る地域

(2) 前号に掲げるもののほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために特に必要があるものとして規則で定める地域又は場所

2 町長は、前項の規定による許可の申請があった場合において、当該申請に係る広告物等が規則で定める基準に適合するときは、許可しなければならない。

3 第2条第2項の規定は前項に規定する基準の決定及び変更について、第5条第2項の規定は第1項各号に規定する地域又は場所の指定、指定の解除及びその区域の変更について、第6条の規定は第1項各号に規定する地域又は場所の指定及びその区域の拡張があった場合について、前条第3項から第6項までの規定は第1項の許可について、それぞれ準用する。この場合において、第6条中「住居専用地域の決定若しくは変更（拡張の場合に限る。）又は前条第1項第2号から第4号まで」とあるのは「第9条第1項各号」と、「当該決定若しくは変更又は指定若しくは区域の拡張」とあるのは「当該指定又は区域の拡張」と読み替えるものとする。

4 次の各号に掲げる広告物等については、第1項の規定は、適用しない。

(1) 第7条第1号及び第2号に掲げるもの

(2) 第7条第3号のアからエまでに掲げるもので、規則で定めるもの

第3節 許可の更新等

(許可の更新)

第10条 第7条第4号又は第9条第1項の規定による許可（当該許可についてこの項の規定により更新を受けたときにあつては、当該更新を受けた許可）の有効期間（第13条において「許可期間」という。）満了後、引き続いて広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、当該表示又は設置について、許可の更新を受けなければならない。

2 第8条第1項、第3項（第9条第3項において準用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで（第9条第3項において準用する場合を含む。）、第9条第2項の規定は、前項の許可の更新について準用する。

(点検結果の報告)

第10条の2 前条第1項の規定による許可の更新を受けようとする者は、規則で定めるところにより、第3条の2第1項の点検の結果を町長に報告しなければならない。

(廃止等の届出)

第11条 第7条第4号又は第9条第1項の規定による許可を受けた者（以下「許可を受けた者」という。）は、次の各号の一に掲げる事実が生じたときは、当該事実が生じた日から10日以内に、

その旨を町長に届け出なければならない。

(1) 第7条第4号又は第9条第1項の規定による許可を受けた広告物等（次項において「許可に係る広告物等」という。）の表示又は設置を廃止したとき。

(2) 氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。

2 前項に定めるもののほか、許可を受けた者は、当該許可に係る広告物等を専ら自己に代り管理する者（以下この項において「管理する者」という。）を選任したときは、選任した日から10日以内に、その旨を町長に届け出なければならない。当該管理する者を解任したとき、又は管理する者の氏名若しくは名称又は住所に変更があったときも、また同様とする。

3 譲渡、相続その他の理由により許可を受けた者の地位を承継した者は、承継した日から10日以内に、その旨を町長に届け出なければならない。

（許可の取消し）

第12条 町長は、許可を受けた者が、偽りその他不正の手段により許可を受けたときは、その許可を取り消すことができる。

（許可の失効）

第13条 許可期間が満了したとき又は第11条第1項第1号の規定による廃止の届出があったときは、第7条第4号又は第9条第1項の規定による許可は、その効力を失う。

（除却の義務）

第14条 許可を受けた者は、第12条の規定により許可が取り消されたとき又は前条の規定により当該許可が効力を失ったときは、遅滞なく当該広告物等を除却しなければならない。

第3章 監督

（除却命令等）

第15条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、当該広告物等の表示、設置若しくは改造の停止を命じ、又は5日以上の期限を定め、当該広告物等の除却その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(1) 第2条第1項の規定に違反した者

(2) 第5条第1項の規定に違反した者

(3) 第9条第1項の規定による許可を受けないで、同項各号に掲げる地域又は場所において広告物等を表示し、設置し、又は改造した者

2 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、15日以上の期限を定め、当該広告物等の改造その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- (1) 第3条第1項の規定に違反した者
- (2) 第8条第4項（第9条第3項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付せられた条件に違反した者

第16条 町長は、法第7条第2項の規定により、屋外広告物を掲出する物件を除却する場合においては、15日以上を期限を定め、これを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、町長又は町長の命じた者若しくは委任した者が除却する旨を告示しなければならない。

（保管した広告物等の告示及び売却等）

第16条の2 町長は、法第8条第1項の規定により広告物等を保管したときは、次に掲げる事項を告示しなければならない。

- (1) 当該広告物等の名称、種類及び数量
- (2) 当該広告物等の放置されていた場所及び当該広告物等を除却した日
- (3) 当該広告物等の保管場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、当該広告物等を返還するため必要な事項で町長が定めるもの

2 町長は、法第8条第1項の規定により保管した広告物等について保管物件一覧簿を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

3 町長は、法第8条第1項の規定により保管した広告物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は第1項の規定による告示の日から次の各号に掲げる広告物等の区分に従い当該各号に定める期間を経過してもなお当該広告物等を返還することができない場合において、評価した当該広告物等の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、当該広告物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。

- (1) 法第7条第4項の規定により除却された屋外広告物 2日
- (2) 特に貴重な広告物等 3月
- (3) 前2号に掲げる広告物等以外の広告物等 2週間

4 前項の広告物等の評価は、取引の実例価格、当該広告物等の使用期間及び損耗の程度その他当該広告物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、町長は、必要があると認めるときは、広告物等の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

5 第3項の規定による広告物等の売却は、一般競争入札又は指名競争入札（以下この項において「競争入札」という。）に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない広告物等その他競争入札に付することが適当でない認められる広告物等については、随意契約により行うことができる。

(報告及び立入検査)

第16条の3 町長は、この条例の施行に必要な限度において、広告物等を表示し、設置し、又は管理する者に対し、広告物等に関し報告させ、又は資料を提出させることができる。

2 町長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に広告物等の存する土地又は建物に立ち入り、広告物等を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

第4章 雑則

(補則)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

(罰則)

第18条 第15条第1項の規定による命令に違反して、広告物等の除却その他必要な措置をとらなかった者は、50万円以下の罰金に処する。

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第2条第1項の規定に違反した者

(2) 第5条第1項の規定に違反した者

(3) 第9条第1項の規定に違反して、許可を受けないで、同項各号に掲げる地域又は場所において広告物等を表示し、設置し、又は改造した者

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第15条第2項の規定による命令に違反して、広告物等の改造その他必要な措置をとらなかった者

(2) 第16条の3第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同条第2項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第21条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第18条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(小布施町手数料条例の一部改正)

2 小布施町手数料条例（平成12年小布施町条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表中

「37	屋外広告物条例（平成5年長野県条例第23号）第6条第4号、第8条第1項の規定による許可又は第12条第1項の規定による許可の更新に対する審査
-----	---

を

「37	小布施町屋外広告物条例（平成18年小布施町条例第3号）第7条第4号、第9条第1項の規定による許可又は第10条第1項の規定による許可の更新に対する審査
-----	--

に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第3条第2項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に1号を加える改正規定並びに同条第3項第1号及び第4項の改定規定は、公布の日から施行する。